

「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定方針について

1 社会貢献活動の支援に関する条例、指針等について

名称	策定期期	趣旨
社会貢献活動の支援に関する条例	平成10年 3月	社会貢献活動の支援についての基本原則、社会貢献活動の支援に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、社会貢献活動の支援を総合的に推進し、もって住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。
社会貢献活動の支援に関する指針	平成11年 3月	上記条例に基づき、中・長期的な展望に立って、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するために策定
(参考) NPOとの協働に向けて ～NPOとの協働を進めるための ガイドライン～	平成15年 3月	NPOとの協働を推進するための県としての基本的な考え方や取組を明確にし、協働についての全庁的な共通認識を持つとともに、職員一人ひとりがNPOとの協働の意義を理解し、県としてNPOとの協働を一層推進するために策定
(参考) 協働推進マニュアル	平成19年 3月	多様な主体との対等な立場での協働により、相乗効果の発揮と住民の地域課題解決力としての「住民自治力」の向上を図るための、今後の協働を推進する手引書(県職員等向け)

2 指針改定の趣旨

- 平成11年3月の指針策定以降、**本県の社会貢献活動**(NPO・ボランティア活動)は着実に展開され、東日本大震災津波を契機に一層活発化し、コロナ禍を含む社会変化の中でも生活支援、居場所づくりの活動が行われるなど、**地域社会を支える基盤として、その役割を着実に深めてきた。**
- こうした社会貢献活動は、**地域とのつながりや自己実現の場として、県民一人ひとりの幸福やウェルビーイングを高める上でも重要な役割**を担っている。
- また、人口減少が進行する中であって**持続可能な地域社会を維持していくためには、NPO等による社会課題の解決や、多様な主体の参画や連携・協働が不可欠**である。



- こうした背景を踏まえ、コロナ禍以降の社会環境の変化にも対応しながら、近年広がりを見せている**デジタル技術**(AIやオンライン寄付を含む)**の活用や、複業・プロボノといった多様な参画の動きを、人口減少対策を支える力として積極的に活用し、多様な主体が連携・協働しながら社会貢献活動が将来にわたって持続的に展開・循環する環境づくりを一層推進していくため、本指針を改定**するもの。

3 改定指針の期間

令和9(2027)年度～令和18(2036)年度の10年間

4 改定指針の性格

県の社会貢献活動の支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すとともに、県、市町村、社会貢献活動団体、県民、事業者、大学、中間支援組織など、**多様な主体が役割を認識し、連携・協働するための共通の羅針盤**となるもの。

5 改定スケジュール

時期	審議会等	内容
令和8年2月4日	令和7年度 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について諮問、改定方針(案)協議
令和8年5月	令和8年度第1回 岩手県社会貢献活動支援審議会	骨子案協議
令和8年7月	令和8年度第2回 岩手県社会貢献活動支援審議会	素案協議
令和8年8月		関係機関等意見聴取
令和8年10月	令和8年度第3回 岩手県社会貢献活動支援審議会	基本的方向について答申
令和8年12月	県議会12月定例会	素案報告
		パブリックコメント実施
令和9年1月	令和8年度第4回 岩手県社会貢献活動支援審議会	最終案協議
令和9年2月	県議会2月定例会	承認議案提出、審議
令和9年3月		公表

(参考)協働推進マニュアル等の改定方針について

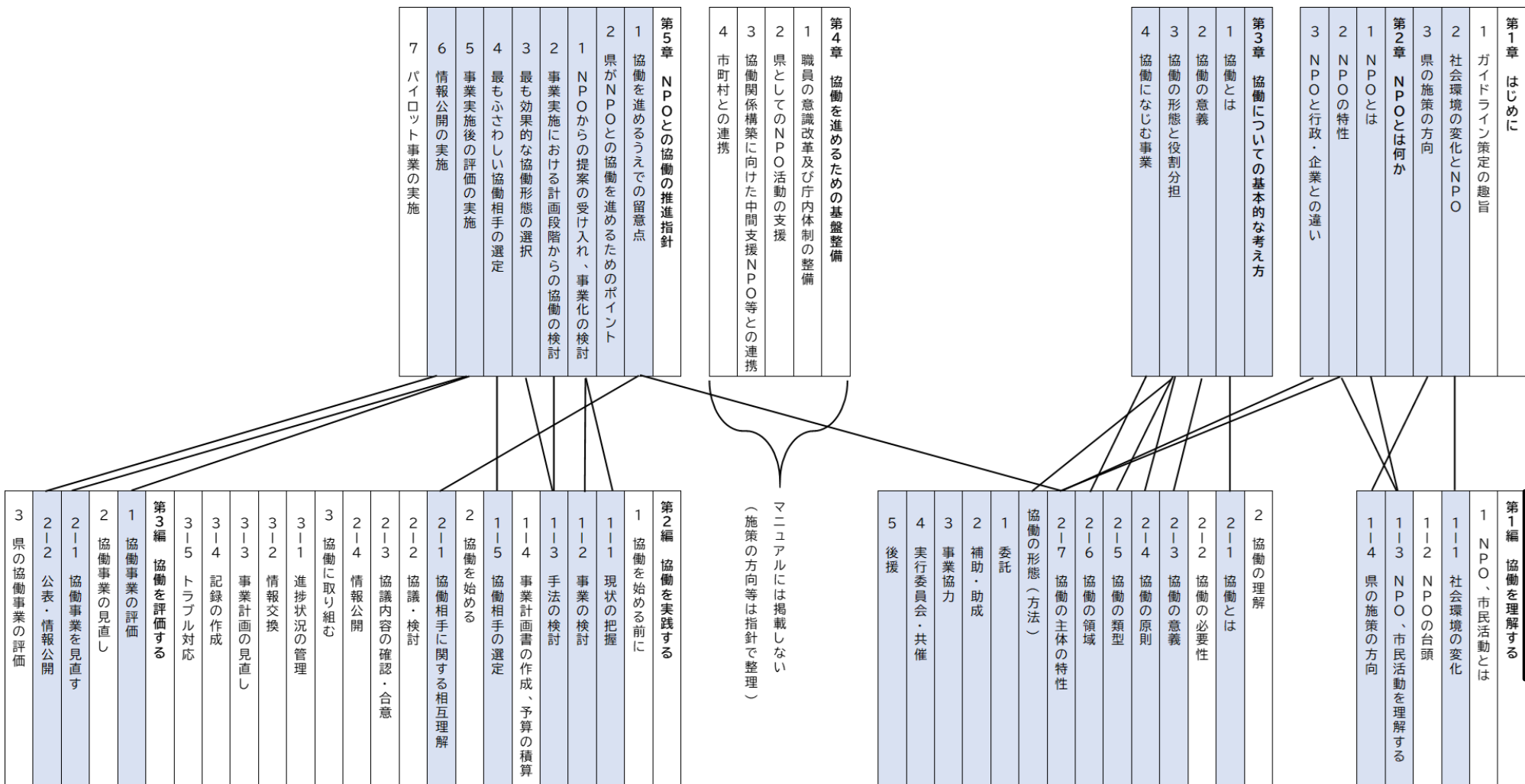
① 改定の趣旨

平成19年策定の協働推進マニュアルと、平成15年策定の「NPOとの協働に向けて～NPOとの協働を進めるためのガイドライン～」の内容重複箇所を整理して、上記マニュアルに統合し、改定指針に即し、協働の最新事例や諸課題を反映させ、より実務に即した手引書として改定するもの。

② 改定マニュアルの性格

改定指針における協働の理念を具体化し、県職員がNPO等との協働を円滑に進めるための実務的な手引書であること。また、市町村やNPO等にとっても協働推進の参考となるツールとして位置付ける。

③ ガイドラインとマニュアルの項目比較(着色部が重複項目)



X 参画



50 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します

（基本方向）

幅広い市民活動の展開に向け、活動情報の発信等による参加機運の醸成や連携・協働のネットワークづくり、NPOの運営基盤の強化などの取組を推進します。

また、様々な分野における、多様な主体のネットワークの構築や県民の参画を促す県民運動を促進します。

【評価結果の概要】

評価結果	評価理由
やや遅れ	- 政策項目に関連するいわて幸福関連指標 2 指標は、達成度 D の指標が 2 指標（100%）でした。 3 つの具体的推進方策の評価結果は、概ね順調が 3 つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 - 金融機関、中間支援NPO、税理士会、行政書士会により構成する「いわてソーシャルビジネスサポートネットワーク」において、セミナーの開催等により、地域課題解決に取り組むNPO法人等の支援を行うなど、県以外の主体においても取組が推進されています。 ◎ 以上の結果から、「やや遅れ」と判断しました。

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<具体的推進方策①> 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり	
令和 7 年県民意識調査によると、ボランティア・NPO・市民活動への参加割合は 13.9%となっており、前年の 15.1%から減少しています。目標としているコロナ禍前（平成 30 年）の 18.9%を下回っていることから、引き続き県民が日頃から市民活動に関わるとともに、多様な主体が連携・協働して地域の課題解決に取り組むための機運を醸成する必要があります。	若者や行政職員を対象としたNPOとの交流会を開催し、各地域で行われている市民活動やボランティア活動、多様な主体の連携・協働の取組事例の発信、県民の理解促進と参加・参画の機運醸成に取り組めます。 また、多様な主体が地域の実情に応じて連携・協働していくことができるよう、地域のNPOと行政等との意見交換や、社会貢献活動に取り組む企業等とNPOとのマッチング支援等に取り組めます。
<具体的推進方策②> 官民連携による県民運動の展開	
様々な分野で展開されている県民運動を一層促進するため、多様な主体の共通理解の促進と連携強化を図る取組を進める必要があります。	県民が気軽に県民運動に関わることができるよう、様々な活動の積極的な情報発信に取り組むとともに、協働のモデル事例の紹介等により、他分野との連携等の横展開に取り組めます。
本県の脳血管疾患の年齢調整死亡率（10 万人当たり）は、男女ともに全国最下位（令和 2 年）であることから、県民や県内各機関・団体等が一体となって脳卒中の予防対策に取り組む「岩手県脳卒中予防県民会議」について、多くの県民に周知し、参画を進めていく必要があります。	SNS、ホームページ等による情報発信や、岩手県脳卒中予防県民大会の開催、未加入の企業等への働きかけなどを通じて、脳卒中予防の重要性について周知を図り、「岩手県脳卒中予防県民会議」への参画に向けた機運醸成に取り組めます。

課 題	今後の方向
<具体的推進方策③>社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援	
組織や財政などの運営基盤が安定していないNPOがあることから、運営基盤強化に向けた取組を進める必要があります。また、認定NPO法人は、税制上の優遇措置が受けられるなどのメリットがあることから、引き続き認定の取得を目指す法人への支援に取り組む必要があります。	NPOが自立的・安定的に活動できるよう、NPOのニーズを踏まえたセミナーの開催や新たな活動資金源の確保など、運営基盤強化の支援に引き続き取り組みます。また、認定NPO法人の認定の取得促進に向け、認定NPO法人制度の普及啓発や、認定取得を希望する法人への相談支援に取り組みます。

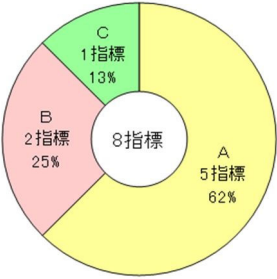
1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	年度目標値 (R6)	実績値 (R6)	達成度	参考)全国順位(東北順位)		
							R3	R6	比較
82 高齢者のボランティア活動比率	%	25.3	28.9	27.4	26.1	D	-	-	-
85 ボランティア・NPO・市民活動への参加割合	%	15.6	20.0	18.9	13.9	D	-	-	-

【特記事項】

- ・ 高齢者のボランティア活動比率：コロナ禍を経て、地域行事等の活動機会の縮小に伴う担い手の減少や、定年後の就業継続に伴う余暇時間の減少などにより、高齢者のボランティア活動比率は低調となりました。
- ・ ボランティア・NPO・市民活動への参加割合：コロナ禍を経て、家族との時間を重視する傾向や、新しい生活様式の定着などが見られたことで、対面的・対外的な活動が基本となるボランティア活動等への参加割合が低調となりました。

2 県の取組（具体的推進方策）の状況

県の取組の評価結果	参考)具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	
（評価結果の説明） 3つの推進方策のうち「概ね順調」が3つ、となっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
① 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業にやや遅れが見られるものの、「概ね順調」と判断しました。
② 官民連携による県民運動の展開	概ね順調	推進方策指標4指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業にやや遅れが見られるものの、「概ね順調」と判断しました。
③ 社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が2指標であり、構成する事務事業にやや遅れが見られるものの、「概ね順調」と判断しました。

(1) 多様な主体の参画・連携・協働に向けた機運醸成とネットワークづくり

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	年度目標値 (R6)	実績値 (R6)	達成度
483 NPO活動交流センターにおける相談対応件数	件	147	210	170	231	A
484 地域のNPOと行政等との意見交換参加団体数	団体	—	50	50	44	B

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳											
			国庫	その他	県債	一般	A	B	C	D	A	B	C	D
2	52	50	10	29	0	11	4 (66%)	1 (17%)	1 (17%)	0 (0%)	3 (50%)	2 (33%)	0 (0%)	1 (17%)

(2) 官民連携による県民運動の展開

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	年度目標値 (R6)	実績値 (R6)	達成度
485 岩手県脳卒中予防県民会議の会員数〔累計〕【再掲】	団体	662	812	752	732	C
486 いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕【再掲】	事業者	680	1,350	1,080	1,106	A
487 食育普及啓発行事の参加者数〔累計〕【再掲】	人	273	1,360	680	1,874	A
488 地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合【再掲】	%	79.9	90.0	90.0	77.6	B

【特記事項】

- ・ 岩手県脳卒中予防県民会議の会員数〔累計〕：広報媒体の活用や講演会の開催による脳卒中予防の啓発活動に取り組みましたが、県民会議の活動に関して県民等への情報発信が不足したほか、研修会等の場を通じた個別の働きかけが十分でなかったことから、企業等の加入が伸び悩みました。

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳											
			国庫	その他	県債	一般	A	B	C	D	A	B	C	D
9	829	756	23	48	50	635	15 (94%)	0 (0%)	1 (6%)	0 (0%)	12 (75%)	3 (19%)	0 (0%)	1 (6%)

(3) 社会のニーズに対応したNPOの活動促進に向けた支援

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	年度目標値 (R6)	実績値 (R6)	達成度
489 NPO法人数(10万人当たり)	法人	39.6	39.8	39.8	41.8	A
490 NPO法人数に占める認定NPO法人の割合	%	4.1	5.0	4.6	4.7	A

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳											
			国庫	その他	県債	一般	A	B	C	D	A	B	C	D
3	54	52	10	31	0	11	5 (72%)	1 (14%)	1 (14%)	0 (0%)	5 (63%)	2 (25%)	0 (0%)	1 (12%)

3 政策項目を取り巻く状況

- NPOは、社会ニーズに対応した市民活動の担い手として、また、地域コミュニティを維持するための地域課題解決の担い手として、その活動が期待されているところですが、組織や財政状況等の運営基盤が不安定な団体が多くあります。
- 県内のNPO法人数に占める認定NPO法人の割合は、令和7年9月末現在で4.6%（全国2.6%）となっており、全国平均と比較して高い水準となっています。
- 令和7年県民意識調査によると、「市民活動や県民活動に参加しやすい社会」の重要度は45位、満足度は21位となり、ニーズ度は46位となっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 県、金融機関、中間支援NPO、税理士会、行政書士会により構成する「いわてソーシャルビジネスサポートネットワーク」では、セミナーを開催するなど地域課題解決に取り組むNPO法人等の支援を行っています。
- 岩手県脳卒中予防県民会議に参画する団体・企業等では、官民一体となって脳卒中予防や健康増進対策に関する取組が行われています。
- 県内では、NPO法人等が、災害支援を行政や社会福祉協議会等の関係機関との協働により、オール岩手で進めることを目的として「いわてNPO災害支援ネットワーク」を設立し、災害支援に関するセミナーや支援機関との連携体制構築に向けた情報共有会議等を行うなど、多様な主体が連携した取組が行われています。

福祉・防災ボランティア活動の推進について

1 防災ボランティア活動について

(1) 現状・課題

① 東日本大震災津波以降の防災ボランティア活動状況について

災害名	ボランティアの延べ人数	備 考
東日本大震災津波	572,180人	R7. 3. 31時点
平成28年台風10号災害	24,470人	最終実績
令和元年台風19号災害	6,493人	〃
令和 4 年 8 月 3 日からの大雨等による災害	383人	〃
令和 7 年大船渡市林野火災	534人	R7. 6. 30時点

※ ボランティアセンター（社会福祉協議会）を通じて活動した人数

② これまでの災害から見てきた課題

- ・社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置運営について、被災経験の少ない社協において、ノウハウやスタッフ不足が課題となった。
- ・NPOや専門ボランティアの受入れ窓口が不明確であったことや行政、社協、NPO等による連携が不十分であったことから、支援内容や地域が重複した一方、支援が行き届かない地域が生じるなど、効果的な支援ができない面があった。
- ・災害ボランティアセンターにおいて、初期段階は、支援ニーズの把握が難しく、ボランティアの派遣ができない状況があった。

(2) 取組の方向性

東日本大震災津波等における課題を踏まえて策定した「岩手県防災ボランティア活動推進指針」において、以下の3つの基本的視点に基づき防災ボランティア活動を推進していくこととしている。

① 平時における関係機関・団体のネットワークの構築

災害時は、防災ボランティア関係機関や団体が速やかに連携・協力して活動することが重要であるため、平時から顔の見える関係を構築していく。

② 災害時における連携・協働体制の構築

災害時における多様な主体による支援活動を効率的、円滑に進めるため、岩手中間支援組織と連携した情報共有、活動調整のための体制を整備する。

③ 地域の「受援力」を高める取組の推進

平時から防災ボランティアの受入れ体制を構築するなど、地域の受援力を高める取組を推進する。

(3) 具体的な取組内容

① 岩手県防災ボランティア支援ネットワーク

行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等を構成団体として、防災ボランティアの受入れに関する役割分担や連携等のあり方を確認・協議するため、岩手県防災ボランティア支援ネットワーク連絡会議を設置し、次の取組を行う。

- ・構成団体の活動状況の共有
- ・災害ボランティアに関する研修会の実施
- ・岩手県防災ボランティア活動推進指針の随時改定
- ・市町村域ネットワークの構築促進 等

② 災害ボランティア設置運営研修等支援事業

災害時において、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう平時からの準備として、以下の取組を支援する。（実施主体：岩手県社会福祉協議会）

- ・市町村における災害ボランティアセンターの設置運営研修（8か所）
- ・市町村ごとの「市町村域ネットワーク連絡会議」の構築を支援（8か所）
- ・行政・社協・NPO等による三者連携体制構築に向けた研修会の実施（1回）

2 福祉ボランティア活動等について

(1) 現状・課題

ボランティアやNPOが継続性を持ちながら活動していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の養成が必要となる。

しかし、ボランティアの意欲はあるものの、実際の福祉ニーズに対応して活動できる人材が少ないことやボランティア活動にスムーズに参加できる知識や技能の習得が十分でないこと、ボランティアが高齢化しているなどの課題がある。

(2) 取組の方向性

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティアを養成するため、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が連携して進める次の取組みを支援する。

- ① 福祉ボランティア活動を希望する人と地域の福祉ボランティアニーズとのマッチングなどをコーディネートできる仕組みづくりや人材の養成を

促進

- ② 様々な福祉ボランティア活動を周知しながら、子どもや若者から高齢者まで幅広い年齢層を対象にしたボランティアの養成を促進
- ③ 福祉ボランティア活動に必要な知識・技術の習得のための研修や活動団体のリーダーの育成研修充実を促進
- ④ 高齢者が培った能力や経験を活かし、いつまでも健康で活躍し続けられる社会環境を整えていくため、生涯を通じたボランティア活動の推進

(3) 具体的な取組内容

岩手県社会福祉協議会の「ボランティア・市民活動センター」が行っている以下の取組に対して支援する。（実施主体：岩手県社会福祉協議会）

- ・ ボランティア活動情報の提供
県社協ホームページにおいて、ボランティア活動及び活動支援の情報などを発信
- ・ ボランティア体験inいわての実施
子供から大人までを対象としたボランティア体験プログラムを実施し、ボランティアを養成
- ・ ボランティア及び活動推進を担う人材の育成
ボランティア出前講座の実施により、県内の学校・企業・事業所等の地域貢献・社会貢献活動の活性化
- ・ 岩手県ボランティア団体連絡協議会総会及び情報交換会の開催
県内市町村ボランティア連絡協議会及び県内ボランティア団体相互の取組の情報交換を行うことにより、活動を活性化

高齢者の社会貢献活動の促進について

1 概 要

高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を生かした多様な地域活動等への参画を促進するため、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体等への活動支援のほか、相談窓口の設置や普及啓発セミナー等を行っている。

2 老人クラブの活動支援について

(1) 県内の老人クラブ数等の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
クラブ数	1,584	1,517	1,449	1,403	1,333
会員数（人）	59,695	54,971	50,407	46,466	43,334
60 歳以上人口	492,455	489,117	487,576	484,479	481,121
加入率（％）	12.1	11.2	10.3	9.6	9.0

（出典）クラブ数・会員数：市町村老連基本台帳集計報告（各年 4 月 1 日現在）

60 歳以上人口：岩手県人口移動報告年報（各年 10 月 1 日現在）

加入率：（会員数／60 歳以上人口）×100

(2) 県による老人クラブの活動支援（活動費等の補助）

ア 一般財団法人岩手県老人クラブ連合会への支援

県内の市町村老人クラブ連合会の活動を促進するため、老人クラブ等活動推進員の配置や、老人クラブや市町村老人クラブ連合会活動促進のための企画立案や健康づくり・介護予防支援、地域支えあい活動の推進に係る経費の補助

イ 市町村老人クラブ連合会への支援

市町村老人クラブ連合会が実施する老人クラブの活動促進に資する各種事業（調査研究、啓発広報活動等）、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業などに係る経費の補助

ウ 単位老人クラブへの支援

単位老人クラブが行う高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に係る経費の補助

3 高齢者の社会貢献活動の促進について

(1) 相談窓口の概要

高齢者の生きがいをづくりと社会貢献活動の促進を図ることを目的として、キオクシアアイーナ6階の高齢者活動交流プラザに高齢者団体等への活動支援のための相談窓口を設置しているほか、普及啓発を目的としたセミナーや活動団体同士の情報交換会の開催などを行っている。

設 置 場 所	: いわて県民情報交流センター（キオクシアアイーナ）6階
委 託 先	: 公益財団法人いきいき岩手支援財団
開 設 日 時	: 9:00～16:00（火・木曜日のみ。祝日・年末年始を除く。）

(2) 事業内容及び実績

内 容	主な実績		
	R4	R5	R6
ア 相談窓口の設置 専門相談員による相談対応	211 件	118 件	123 件
イ 活動団体の交流会 活動団体等による情報交換、活動報告等	6 箇所 (45 名)	2 箇所 (22 名)	2 箇所 (36 名)
ウ 学習会（セミナー等）の開催 高齢者の社会貢献活動に資する学習会の開催	2 回 (57 名)	— (事業内容の 見直しによる)	— (事業内容の 見直しによる)

4 現状及び課題

- ・ 県内の老人クラブ数及び会員数が減少傾向で推移しており、老人クラブ活動の低迷が懸念される。
- ・ 活動への意欲や能力がありながら、活動の場や活動に関する情報に接する機会が少なく、これまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要である。

5 今後の取組の方向性

- ・ 高齢者の多様な地域活動等への参画や社会参加の促進に向けて、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体への活動支援や活動事例の紹介等に取り組む。
- ・ 社会貢献活動を促進するため、高齢者の自主的な社会貢献活動に関する相談対応の実施、普及啓発セミナー及び情報交換会等の開催に取り組む。
- ・ 高齢化が進展する中で、増加する生活支援ニーズに対応するため、高齢者が「支える側・支えられる側」という垣根を越えて生活支援サービスの担い手として主体的に参加できる場の拡充に向けて、取組を推進する。

社会貢献活動の支援に関する指針（現行）の概要

序（指針 P2）

1 社会貢献活動の支援に関する指針策定の背景と趣旨

（1）背景

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）やナホトカ号重油流出事故（平成 9 年 1 月 2 日）では、多くのボランティア活動者による救援活動や復旧活動が展開されました。これを契機として、ボランティア活動やNPO（民間非営利組織）活動の重要性が広く社会に認識され、「特定非営利活動促進法」が平成 10 年 12 月 1 日から施行されました。県においては、ボランティア活動等の活動環境を整備するなど、活動を側面的に支援するため、「社会貢献活動の支援に関する条例」を制定し、平成 10 年 4 月 1 日から施行しました。

（2）策定の趣旨

ボランティア活動やNPO活動への関心を持つ県民が多くなっている中で、「活動へ参加するきっかけや機会がない」、「必要な情報や活動の場がなく参加できない」といったことなどが指摘されています。このような状況を踏まえ、県においては、活動者の自主性を尊重し、対等なパートナーシップの下で、活動が円滑に弾力的に展開されるよう、ボランティア活動やNPO活動の支援を総合的に推進し、住みよい地域社会の形成に資するため、支援に関する施策の基本となる事項等を定めた「社会貢献活動の支援に関する条例」を制定しました。この指針は、条例に基づき、中・長期的な展望に立って、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する施策推進の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するために策定するものです。

2 指針の性格

- （1） この指針は、県民一人ひとりの自主的、自発的なボランティア活動やNPO活動が、今後、より一層活発化していくよう、支援施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。
- （2） この指針は、市町村に対しては、それぞれの地域の実情に応じた支援施策立案の指針として活用されるとともに、県と一体となってボランティア活動やNPO活動の支援を推進するよう期待するものです。
- （3） この指針は、事業者及び各種団体等に対しては、ボランティア活動やNPO活動の支援に関する理解を深め、活動が円滑に行われるよう配慮に努めることを期待するものです。

3 社会貢献活動のとりえ方

- （1） ボランティア活動は、一般的に自発性（自主性）、無償性（非営利性）、公益性（公共性）の性格を有するものであるとされています。
- （2） 本県では、条例において、ボランティア活動とNPO活動を特に区別せずに、社会貢献活動として「個人又は法人その他の団体が自発的に、かつ、対価を得ないで、役務の提供等を行うことにより直接に社会に貢献する活動で、宗教活動、政治活動、選挙活動等以外のもの」と定義し、いわゆる一般的なボランティア活動の概念と同様の考え方でとらえています。

- (3) 条例においては、営利を目的としない住民相互の助け合いを基調とした活動に対し、それに要する実費弁償や謝礼的な性格の強い金銭を受けるいわゆる「有償ボランティア」も、社会貢献活動としてとらえています。
- (4) また、行政から委嘱を受けて公的活動を行っている消防団員、交通指導員、民生・児童委員、少年補導員などの、いわゆる「行政委嘱型ボランティア」の活動も社会貢献活動としてとらえています。

第1 社会貢献活動の現状と課題 (P5)

4 課題

- (1) 活動に参加するきっかけや機会となる広報・広聴や学習の場が必要です。
- (2) 活動に関する相談や人材養成、活動団体の交流など、総合的に支援する機能が必要です。
- (3) ボランティア活動やNPO活動に関する情報を容易に得ることができる体制が必要です。
- (4) 活動グループ相互や関係機関・団体との連携が必要です。
- (5) 活動に関する打合せや作業等のための活動の場が必要です。
- (6) 災害時におけるボランティア活動への支援体制の整備が必要です。

第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向 (P9)

1 基本的な支援の方針

社会貢献活動の支援は、活動者の自主性の尊重、県と活動者との対等な関係での協働・協調、活動の利益を受ける者の意思・人格の尊重を基本原則とします。ボランティア団体等の運営経費を助成するなどのように直接的に支援するものではなく、情報提供や人材養成など、ボランティア活動やNPO活動を側面的、間接的に支援しようとするものです。

2 活動環境の整備の方向

- (1) 参加しやすい環境づくり：広報等や学習機会の提供など。
- (2) 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり：支援拠点機能の整備や情報ネットワークの構築、交流や連携、活動の場の提供、人材の養成など。
- (3) 社会に根づいていくような環境づくり：社会的理解の促進、休暇制度の普及啓発、調査・研究、活動保険の利用など。

第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向 (P10)

1 参加しやすい環境づくり

活動に関する情報の提供やニーズの把握に努めるとともに、学習機会を提供します。

2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり

多様な機能を備えた中核となる支援拠点の整備、情報システムの整備、交流や連携の支援、活動の場の確保、コーディネーター等の人材養成に取り組めます。

3 社会に根づいていくような環境づくり

活動事例の紹介等による社会的理解の向上、ボランティア休暇制度の普及啓発、活動環境に関する調査・研究、活動保険の利用啓発を図ります。

4 災害時のボランティア活動への対応

災害救援ボランティア活動が効率よく展開されるよう、市町村や関係団体等とのネットワーク構築やコーディネート体制の整備等、受入体制の整備を図ります。

第4 社会貢献活動支援の重点施策 (P16)

1 支援拠点機能の整備

全県的な意識啓発等を行う「中核拠点機能」、地域の相談窓口等となる「広域拠点機能」、住民に最も身近な「市町村拠点機能」の整備を目指し、相互に連携した適切な運営に努めます。

2 ボランティア情報システムの整備

情報を横断的、一元的に収集・提供し、どこでもだれでも容易に情報を得られ、また、活動者側からも発信できる情報システムを整備します。活動団体検索、関連情報提供、交流支援、リンク機能、関係機関業務支援、災害時の情報提供などの機能を整備します。

第5 社会貢献活動支援のための連携の強化 (P19)

活動を支援する団体等と行政が定期的な連絡、協議を行い、相互に密接な連携の下で活動の支援が行えるように支援ネットワーク体制の整備を図ります。

改定指針の検討の方向性(案)について

現行指針「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」

施策1 参加しやすい環境づくり

内容

ボランティア活動に関する情報の提供やニーズの把握に努めるとともに、学習機会を提供する。

現状・課題(令和7年度現在)

Webや情報誌等での情報発信のほか、ボランティア参加の機会を提供。ボランティア活動参加率はコロナ禍前を下回る状況が継続。担い手の高齢化や不足が深刻

検討の方向性(案)

- ・ 一人ひとりが、社会貢献活動に関心を持ち、ライフステージやライフスタイル、複業などの多様な関わり方に応じて活動に参加・参画できるよう、情報提供、学習、体験の機会を充実
- ・ 活動を単なる奉仕ではなく、自己実現や生きがい、ウェルビーイングの向上に繋がるものとして位置づけ、担い手の裾野を拡大

施策2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり

内容

支援の拠点となる機能の整備、ボランティア等に関する情報情報システムの整備、交流や連携の支援、活動場所の場提供、人材の養成

現状・課題(令和7年度現在)

NPO活動交流センターにおいて相談対応、助成金情報の提供、団体の基盤強化に向けたセミナーを開催。運営基盤が脆弱な団体も多く、デジタル化への対応も必要

検討の方向性(案)

- ・ NPO等の団体が、安定した基盤のもとで活動できるよう、組織運営、人材育成、財政等の運営基盤の強化を支援
- ・ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進やAIの活用により、事務負担の軽減や活動の効率化を図るとともに、限られた人的資源を最大限に活用できるよう、組織運営の高度化を支援

施策3 社会に根づいていくような環境づくり

内容

ボランティア・NPOへの社会的理解の促進、ボランティア休暇制度の普及啓発、活動の調査・研究、ボランティア活動保険の利用啓発

現状・課題(令和7年度現在)

ボランティア・NPOへの社会的理解は震災を経て大きく進展。一方で、安定して活動を継続するためには、より多くの人に団体の活動に共感してもらう必要がある。県民・企業等の社会貢献活動支援への理解促進も必要

検討の方向性(案)

- ・ 共感・支援を得るための情報発信力の強化支援や、寄付文化の醸成に向けた寄付税制・遺贈寄付等の普及啓発、オンライン寄付の促進
- ・ 複業やプロボノなど、専門的なスキルを活かした多様な形態による参加・参画の促進に向けた機運醸成

施策4 災害時のボランティア活動への対応

内容

災害状況や必要なボランティア活動の情報提供、活動をコーディネートする機能の整備等の受入体制を整備

現状・課題(令和7年度現在)

震災復興で培われたボランティアの受入ノウハウや、NPOのネットワークは本県の貴重な財産となっている。平成28年には、災害発生時の支援活動を効率的に推進するため「いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS)」が設立された。円滑かつ効果的に被災者支援活動を展開できる体制が必要

検討の方向性(案)

- ・ 近年、頻発化・激甚化する災害に対し、多様な主体が連携し、円滑かつ効果的に被災者支援活動を展開できる体制を構築する。

現行指針「第4 社会貢献活動支援の重点施策」

内容

県域・広域圏域・市町村域に、活動支援拠点の整備を図る。ボランティア情報を一元的に収集・発信できるシステムを整備する。

現状・課題(令和7年度現在)

県・各市町村社協にボランティアセンターが設置。中核拠点としてNPO活動交流センターを設置し、情報発信・相談等を実施。また、各広域振興局や権限移譲市町村でNPO法等相談を受付。中間支援NPOによる相談・支援も実施。地域を問わず気軽に相談等ができる体制の充実が必要。

検討の方向性(案)

- ・ 広大な本県において、ITを活用したボランティア情報の収集・発信やオンラインによる相談・支援体制の充実
- ・ NPO活動交流センター、各広域振興局・権限移譲市町村、中間支援NPOの連携強化による相談・支援ネットワークの構築

現行指針「第5 社会貢献活動支援のための連携の強化」

内容

ボランティア・NPO活動を支援する団体(社協、日赤等)と、県・市町村の支援ネットワークの体制整備を図る。

現状・課題(令和7年度現在)

NPOが成熟する一方、地域課題が複雑化し、行政のみでの課題解決が困難な中、NPO、行政、関係機関等がそれぞれの強みを活かし、対等な立場で取り組む「協働」の理念に基づき連携・協働体制を構築する必要がある。

検討の方向性(案)

- ・ NPO、行政、大学、企業など、多様な主体が持つ知識、技術、資源を効果的に結びつけ、限られた人的資源を最大限に活用して地域課題解決を促進